○伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用に関する要綱

平成30年３月14日

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄（以下「マンホール蓋図柄」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、マンホール蓋図柄の適正な活用を図り、公共下水道に対する市民等の理解と関心を高めることを目的とする。

（マンホール蓋図柄）

第２条　マンホール蓋図柄は、別図のとおりとする。

（使用基準）

第３条　マンホール蓋図柄は、何人も使用することができる。ただし、使用の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2)　市の信用又は品位を害するものと認められるとき。

(3) マンホール蓋図柄のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(4)　特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。

(5) マンホール蓋図柄の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(6)　暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関与している事業

(7)　前各号のほか、市長が適当でないと認めるとき。

（使用申請）

第４条　マンホール蓋図柄を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用承認申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　市及び関係機関が使用する場合

(2)　新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

（使用承認）

第５条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、公共下水道事業のPRに寄与すると認め使用を承認するときは、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用承認通知書（様式第２号）により、使用を承認しないときは、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。なお、承認する場合において、市長はマンホール蓋図柄の使用に関し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第６条　マンホール蓋図柄の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第７条　使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　使用承認を受けた内容のみに使用すること。

(2)　マンホール蓋図柄を独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(3)　マンホール蓋図柄のデザインの改変等を行わないこと。

(4)　使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（商品等の提出）

第８条　使用者は、マンホール蓋図柄の使用に係る商品等（イラスト、写真等を含む。以下「商品等」という。）が完成したときは、完成後30日以内に、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用実績報告書（様式第４号）及びその完成品を市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更）

第９条　使用者が使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用内容変更承認申請書（様式第５号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

（変更の承認）

第10条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、内容の変更を承認するときは、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用内容変更承認通知書（様式第６号）により、内容の変更を承認しないときは、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用内容変更不承認通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第11条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1)　市長が付した条件に違反したとき。

(2)　この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(3)　虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

(4)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定によりマンホール蓋図柄の使用の承認を取り消したときは、伊勢市公共下水道デザインマンホール蓋図柄使用承認取消通知書（様式第８号）により使用者に通知するものとする。

３　市長は、前項の通知を受けた使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。

４　市長は、第１項の規定による使用承認の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

５　市長は、必要に応じて使用者にマンホール蓋図柄の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（損失補償等の責任）

第12条　市は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、マンホール蓋図柄の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、マンホール蓋図柄の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

別図（第２条関係）

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第８条関係）

様式第５号（第９条関係）

様式第６号（第10条関係）

様式第７号（第10条関係）

様式第８号（第11条関係）